

# 日本における住民組織の 役割変化に関する研究

——先行研究の整理と今後の研究課題——

堀 口 正\*

## 目 次

- 1 はじめに（問題の所在）
- 2 日本の地域住民組織と既存研究
  - 1) 町内会の歴史的展開
  - 2) 町内会の既存研究
- 3 最近における住民組織の活動事例
  - 1) 滋賀県（高島町）
  - 2) 京都府（綾部市）
  - 3) 考 察（市民社会との比較から）
- 4 おわりに
  - 1) ま と め
  - 2) 今後の研究課題

## 1 はじめに（問題の所在）

戦後の日本において、持続的な経済成長と、それによる物質的な豊かさを人びとが享受する一方で、同時に農村部から都市部への人口移動と農村部での過疎の進展あるいは一時的な農村回帰といった現象が周期的に発生した。その際に、政府が提唱し、かつ報道機関もそれに同調して取り上げた記事の多くは、「地域の活性化」や「地域の再生」といった政策やそれ

---

\* ほりぐち・ただし 大阪市立大学大学院生活科学研究科教授

に関連した言葉で彩られた。そうした状況の下で、各地域・自治体もお互いに競い合う形で、各種各様の取り組みを単独で行ったり、また部落会・自治会などの住民組織（その担い手として）と協力して、実施してきた。

ところで、一般的に近代化と市場経済の進展は、農村部と都市部、あるいはこれら地域間の協力に基づく連携体制の構築や取り引きシステムの強化を促すことで、農村部の政治体制や慣習、そして人的ネットワークを崩壊させることに寄与し、最終的には、国家権力が農村の深部に潜入することで、そこでの活動に直接的間接的に影響を与えていくものと考えられている。しかしながら、実際に各国における近代化と市場経済の進展を観察してみると、時期的地域的に少なからずばらつきがみられ、国家権力が農村部に及ぼす影響は一様ではなく、それを一方的に利用する場合もあれば、「上有政策，下有対策」といった表現にもあるように、農村部の自治体や住民組織が国家と一定の距離を置くなどして、あるいはそれを利用することで、自らの利益や慣習を維持している例もみられる。

すなわち、国家権力に対して、地方自治体や住民組織は一方通行的な従属関係にあるとは限らず、あるときには地方自治体も国家権力に従属する一方で、またあるときには家族や家族連合などが住民組織を形成して、国家権力や地方自治体に対峙する場合がみられる。こうした国家権力、地方自治体、住民組織といった枠組みのなかで、それらがどのようにして協力し合い、あるいは対峙するののかといったことを考察する際に重要になってくる視点のひとつとして、住民組織の内容・役割やそれと外部（地方自治体など）との関係を挙げるができる。

とは言っても、こうした住民組織の役割や機能については、すでに多くの研究や調査を通じてその内実が明らかにされてきた。ところが、その重要性が認識されたのはそれほど古いことではない。たとえば、宮本常一は次のように述べている。

「村の場合でも、地域というものは江戸時代の終わりまでは大した意味を持っていなかったと思う。明治になって地租がとられるようになると、

村というものは税金を取り立てるための地域集団になってくる。しかしそれ以前は、村は町と同じく一種の同業者集団であった。だから、地域社会という意識が弱かったと思う。江戸時代の五人組にしても、……(中略)決して地域集団ではなかった。……(中略)最近の現象を簡単に農村の崩壊というのはむしろおかしい。農村は決して崩壊していない。雑業者(第2次・第3次産業就業者)がふえただけのことです」(宮本 [1972] 46-47頁)。

つまり、最近「限界集落」「地方消滅」といった言葉で農村の崩壊や解体が語られているが、その内実はと言えば、宮本が指摘しているように、経済の発展とともに、本来の農村住民が都市部へと出稼ぎに行った後、Uターンした例や、農村部の生活にあこがれ、青壮年がIターンした例が少なからず見られ、それらの影響から、農村部の景観が変化してきているにすぎない。別の視点から言えば、重要なのは、これまで村とか田舎と呼ばれてきたものがどのように変化してきているのかであり、その核心となっているものの観察である。

そして、その核心とは、社会の基層部分を構成する住民組織であり、またそれを構成する個々の「家」とその相互行為である。本稿において、住民組織を研究対象とするひとつの理由は、理念的に定義したとしても、国家権力の農村支配が、農村の住民組織に影響をあたえた一方で、集落を形成した人たちが自然発生的に、また生活の必要から国家権力に抵抗してきた点も軽視できないからである。

部落会・自治会などの住民組織がどのような点で行政末端組織として機能してきたのか、またどのような点で自治機能を果たしてきたのかを検証する必要があり、そのためには、ムラや部落会が町内会や自治会に変わっていく歴史的過程を長期的に検討する視点が必要とされるのではなかろうか。以上のことから、本稿では、部落会・自治会に関する先行研究を整理した上で、筆者による現地調査とその考察結果を分析した後、今後の研究課題を検討する<sup>1)</sup>。以下、2では、既存研究のなかから、戦後直後、高度成長期、そして21世紀前後の時期の議論——、特に中村八郎、秋元律郎、

中田実，鳥越皓之，そして玉野和志，辻中豊，小山弘美など——の住民組織に対する見解を整理し，その特徴と課題を考察する。3では，具体事例として，筆者の実施した調査結果を取り上げ，既存研究と比較・考察を行う。そして，最後の4では，まとめと今後の研究課題を述べる。

## 2 日本の地域住民組織と既存研究

### 1) 町内会の歴史的展開

地域はどのようにして形成されてきたのか。またそれはどのようにして組織化されてきたのか。これまであたりまえのようにみなされてきた「地域」という言葉や定義は，意外にも，明確になっているとは言えないのではなかろうか。どの時代においてもひとは必ずなんらかの組織に所属し，また家族を形成し，生活を営んできたのである。

歴史的に地域の組織をとらえると，時代ごとにさまざまな形態が存在している。たとえば，古代の五保の制や江戸時代の五人組制度などの支配権力が設定した行政機構というべきものから，土一揆や一向一揆の形成基盤となった「惣」，これを引き継いだ「惣村」や「惣町」などの自治組織と呼ばれるもの，さらには村落共同体における同族団や組，講などの地域集団も，広い意味での地域における組織とみなせる。町内会も歴史的に形成・維持されてきた地域における組織のひとつである（玉野 [1993] 14-15頁）。

こうした町内会を日本的民主化の担い手のひとつとしてとらえることができる時期は，おそらく明治初期（19世紀後半）から昭和初期（20世紀前半）にかけてである。たとえば，日本では明治5年（1872年）に学制が制定され，全国津々浦々に数千，数万の小学校が設置された。その際に，敷地校舎，教員人事，財政，生活保護世帯への就学補助など，いまでいう自治体行政のなかでも最も重要な一領域のほとんどを町内会あるいはその連合体が担っていたのである（倉沢 [1990] 22頁<sup>2)</sup>）。

その後、明治11年(1878年)に政府は“地方三新法”を通じて、地域における組織をその管理下に置くことを試み始めた。それが意味することは、政府の妥協策として「ムラを行政単位と認めはしないが、暗黙の了解のもと行政市町村の下部単位とする。ムラの支配者を戸長、区長、村会議員、あるいはなかでも有力な一人を町村長にあてる。権力はこうしてムラの支配層を権力末端組織にくみこみ、彼らが支配するムラをインフォーマルだが実質的な支配単位として、その操作を可能にした」ことであった(川本 [1982] 84頁)。

そうした経緯から、いよいよ町内会の基本的な性質が確定された。それは世帯単位の加入であること、一定地区居住にともない加入が半強制的ないし自動的であること、1つの地区には1つの町内会しかないことなどである。これに対して「近代以前のさまざまな地域住民組織——五人組制度・町(チョウ)・組・講など——は決して全戸加入を原則にしてはいなかったということである。前近代においてはすべて、それなりの家格を有する世帯にしか参加が認められていない。(中略)日本の場合には、大正から昭和にかけて一部の地区で先駆的に現れた新しいタイプの地域住民組織がはじめて全戸加入を原則として掲げ、(中略)つまり封建的な身分制度が崩壊し、地方名望家による支配が動揺する近代以降の時期にならないと、そのような『住民』概念は成立しない」のであった(玉野, 前掲, 15-17頁)。

\*

20世紀中盤へかけて(大正末期から昭和初期)、日本国内ではアジア諸国・近隣国への植民地化や第2次世界大戦への流れが強まるなかにおいて、町内会も政府からの統制を受けるようになった。たとえば、1940年(昭和15年)に出された内務省令(「部落会・町内会整備要項」)や1943年(同18年)に定められた「地方制度改正」法案は、町内会や部落会が公的に中央政府から直接の統制や支配を受けることを意味した。

またこの時期の特徴の1つとして、町内会の下部組織として隣組(10軒

前後の世帯で構成）が形成され、この隣組を通じて、物資が配給され、また軍事的な協力がなされた。具体的には「縫糸、足袋、塵紙類の日用品の配給から靴、傘、鍋の修繕まですべて隣組単位となり、国債の消化、簡易保険の集金、貯蓄納税、さては郵便、新聞の配達まで隣組の取組は著しく、その他防空、戦時農園、隣組工場、軍事援護、組員の疎開の手伝等」であった<sup>3)</sup>。

終戦後、GHQ（General Head-Quarters：連合国最高司令官総司令部）は、この町内会が非民主的で全体主義的な性質の一端を担っていたことから、廃止へ向けて舵をきった。それを受けて、1947年（昭和22年）に日本政府は内務省令を発令し、「現在町内会長、部落会長及び同連合会長が行っている行政事務は、本年四月一日までにすべて市、区、町村に移管すること」となり、これをもって町内会・部落会は廃止されることになった。ところが、こうしたGHQの意図に反して、実際には、形式的にはともかく、その実体はなお維持された。その理由として、第1に日本政府や地方団体の関係者は「形式的に」従えばよいといった考えがあったこと。第2に地方行政の財政能力の低下に対して、町内会がそれを支える必要性や期待があったこと。第3に町内会が地域秩序の維持に必要であったこと。第4に戦後の「生活の貧しさ」から近隣の互助組織としての町内会が必要であったこと。第5になお町内レベルでリーダー層が存在したこと。第6に「町内会活動を通して、戦後復興をしていこう」という、町内会存続の正当性を獲得したことなどがあった（田中〔1990〕50-51頁）。

その後、高度経済成長期までに、町内会などの地縁団体は全国都道府県下に継続・形成され、2013年4月1日現在、29万8700が存在している<sup>4)</sup>。その任務として、「町内会費等の集金、回覧板等の情報伝達、行政広報の配布、班（組）世帯の異動の届け出と入会者の手続き、町内会の総会に次ぐ議決機関としての班（組）長会議出席、町内会行事への参加と動員、葬儀の世話など」が行われている（越智〔1990〕242頁）。

## 2) 町内会の既存研究

### (概 要)

戦後、日本における町内会・部落会などの地域住民組織の役割や機能に関する研究は、これまで多くの研究者や専門家らによって理論的・実証的に行われてきた。戦後すぐの時期において、GHQによる民主化政策の影響を受け、町内会・部落会は地主層や名望家らの「旧中間層」によって支配され、そのことから近代化や民主化とは馴染まない、非民主的で「封建遺制」的要素が強いものとして理解された(磯村 [1953], 奥井 [1953], 鈴木 [1953], 高田 [1953]<sup>5)</sup>)。

その後、日本の戦後復興と高度経済成長がはじまると、地方の農村部から都市部へ多くの青年・壮年層が出稼ぎや仕事を求めて移出あるいは移住し、郊外部に住居を構える者が増加した。そこでは、ホワイトカラー(新中間層や労働者層など)が当該の町内会に新規加入したり、新しく自治会を形成するなどしたことにより、戦前のような「旧中間層」によって支配された町内会とは異なり、日本の新しい「文化型」として理解する論調が生まれた(近江 [1958])。これに対して、松下や奥田らが戦後に至っても、旧中間層らが国家独占資本主義の影響を受け、なお「地域末端の保守的再編」を促し、前近代的な支配を行っている事実などを指摘したことにより、「町内会論争」が展開されることになった(松下 [1959], 奥田 [1964])。

この論争は、その後、秋元や中村らが展開した。前者(秋元)は町内会が富裕層・地主層らが中心に支配し、かつ強制加入の原則も貫かれるなど、いわば前近代的な性質をもつものとみなす一方で、後者(中村)は、それが封建遺制といったものではなく、日本の文化型の特徴をもつものとみなした(秋元 [1990], 中村 [1979] [1980]<sup>6)</sup>)。

一方、1990年代に入ると、こうした町内会・部落会の主な役割や機能を「地域の管理」に焦点をあてて分析している中田実、その性質が「住縁アソシエーション」的であると捉える岩崎信彦、そして人びとの生活側面を通じた「地域自治論」として分析している鳥越皓之らによって、明らかに

されてきた（中田 [1993]，岩崎ほか [1989]，鳥越 [1994]）。そして，20世紀以降，阪神大震災や東日本大震災の発生や少子高齢化の進展などの影響を受け，地域協働論や定住化政策，ソーシャルキャピタル的視点から町内会の役割の変化や今後の対応について議論されるようになった（沼尾 [2002]，辻中ほか [2009]，小山 [2018]）。

以下では，まず中村と秋元の「町内会論争」を紹介した上で，続いて，中田の「地域共同管理」と鳥越の「地域自治論」を取り上げ，彼らの議論の要点と限界や課題について検討する。また最近の議論として，ソーシャルキャピタル論から町内会，自治と協働について分析・考察している玉野，辻中，小山らの議論を取り上げる。

\*

#### （中村八郎と秋元律郎）

中村八郎は，「町内会文化論」を軸にして，持論を展開している。具体的には，中村は当時（昭和30年代），東京都郊外の日野市や三鷹市を事例にして，現地調査を通じて，町内会の性格ついて調査を行っている。また昭和50年代前半に歴史的資料を通じて，戦前期の東京における町内会の形成過程を追跡している。それぞれの結果は以下の通りである。

まず戦後の東京都郊外の町内会の性格について，中村は先行研究が規定している5つの性格，つまり（1）加入単位は個人ではなく世帯，（2）加入は一定地域居住にともない，半強制的または自動的，（3）機能は未分化，（4）地方行政における末端事務の補完作用をおこなっている，（5）旧中間層の支配する保守的伝統温存基盤となっているなどを比較した結果，（4）や（5）に妥当しない町内会があったこと，また一般的な無関心が旧中間層の支配を招いている点については，役員が旧中間層から選ばれていない場合があることがわかった。

つまり，調査地域においては，旧中間層以外に，新中間層が形成され，彼ら（新中間層）自身が住民組織（自治会など）を立ち上げ，行政機関とは一定の距離をとり，自主性の強い役割を担う一方で，組織の形態として，

世帯単位・全戸加入を前提にしていることを明らかにした上で、その存在理由として、一種の「文化の型」とであると結論づけている(中村 [1964] 99-178頁)。

つぎに、戦前期の東京における町内会の形成過程について、資料などを分析した結果、その特徴として、第1に、東京市町内会の調査結果から、町内会が増えたのは大正に入ってからであり、特に大正7年から昭和2年の間に町内会の数が激増していること。第2に、町内会の設立動機として、「町内の親睦発展」と「大震災」がもっとも多く、“自然発生的”に形成されたこと。第3に、「町内会の未分化な機能、すなわち、複合的機能は、都市生活の変化に応じて単一的であった機能に他の機能を順次付加したことによる」ものであることを指摘している(中村 [1990] 74-75頁)。

\*

次に、秋元律郎の町内会に対する評価について言及すると、結論から言えば、それは自然発生的な自治機能や文化的特性によって支えられてきたのではなく、行政からの政策的意図によって支えられてきたものであった。

たとえば、以下のように……。

これまで町内会ほど、行政と地域社会を媒介する装置として手を加えられ、また政治的な機能をもたされてきた集団も他になかったことに、われわれはそれ以上の注意を払う必要がある。町内会が、一見歴史的に強靱な持続性を示してきたのは、その点では、決して自然発生的な自治機能や文化的特性に支えられていたことによるわけではなく、むしろそこにきわめて強い行政からの政策的意図に支えられた要因が作用してきたことにあるといつてよい(秋元 [1990] 131頁)。

秋元がこのように主張する理由として、特に戦前期において、「地方改良運動による自然村的秩序の補強や、小作争議の激発をみる大正期の村落共同体秩序の分裂の危機を背景とした五人組復活論、さらには昭和初期の『農村漁村経済更生運動』における一連の動き」のうちに、はっきりと示

されているからだ（同上，136頁）。

そして戦後，1980年代に入ってから，市町村での組織率は87.8%に達していることや自治体の行政事務の委託を行っている町内会・自治会が70.3%を数えていることを挙げた上で，町内会はなお自治体の行政事務委託を受けており，その多くが行政の下請けあるいは協力機関の機能を果たしている（同上，149-150頁）。

こうした主張を前提にして，「戦前の政治構造のもとで町内会が「国民の擬似的自発性を上からの官僚的権力支配機構に転化する装置」として機能してきた事実を町内会の組織形成と機能拡大の過程において過小評価する立場に経験的な妥当性をみとめることはできない」と述べ，文化的特質や自然村原理から町内会の持続性を主張することに批判的な立場をとっている（同上，132頁）。

最後に，秋元は媒介的な機能を果たす諸集団を，広義に「中間集団」として位置づけていくためには，町内会をそうした性格をもちうるかどうか，再検討する必要があると述べている<sup>7)</sup>。

以上が，中村と秋元による「町内会論争」の要点である。玉野はこれらの論争がイデオロギー的な色彩の強いものになってしまったと述べる一方で，同論争をきっかけにして，町内会問題に対して，刺激的な議論が展開されることになったと評価している。具体的には，第1に「町内会の歴史的な起源論ないし本質論」といった問題であり，第2に「町内会の担い手層」の問題である。第3に「日本の民主化や近代化にとって町内会はどのような意味をもつのか」という問題である。これらの問題について，いまだ解明不十分なところがあるにせよ，「町内会論争」はこれらの解明のための実証研究を促したとしている（玉野，前掲，32-35頁）。

別言すると，「町内会論争」が繰り広げられた，1960年代という時期は，“60年安保闘争”や革新的な雰囲気や日本全体に広まるなかで，町内会といった住民組織の特性（非民主的なもの，日本の伝統に根差したものなど）が否定される意見が多かったにもかかわらず，その後，経済成長による負の

効果の顕在化によって、町内会を再評価する動きがでてくるきっかけをつくることになった。

(中田実と鳥越皓之)

次に地域住民組織による地域自治について考察した中田実の研究をとりあげる。中田は地域共同生活とその組織になるべく広い視野からアプローチし、町内会からコミュニティーにわたって、主としてそれらの機能(活動)面に注目して検討を加えている。その際の主な論点として、(1)これらの組織のもつ「包括性」の意味、(2)これらの組織が担うと考えられる「地域共同管理」機能の内容と質、(3)町内会やコミュニティー組織の活動の発展を評価できるとすればその基準は何か、(4)この機能の担い手たる地域主体像などを考察している(中田 [1990] 195頁)。

中田によれば、地域共同管理とは「地域の共同生活諸条件に対する住民としての関与(参加)の意思の表明であり、その意思の総合とつきあわせ、その結果にもとづくこれら諸条件のよりよい状態(より高度な真の共同利用を可能とするような)での維持、改善、統制」である(同上、203頁)。そしてその対象はコミュニティーセンターなどの直接的共同管理施設から、地域環境の構成要素として間接的に住民意思の関与するものに、さらに自己の直接的管理物も含まれる。こうした資源の管理主体とその組織がいかに形成されるのかが重要だと述べている。その理由の1つとして、私的人格の強い日本の土地所有権のあり方が土地問題と社会的不正を引き起こしてきたことを挙げ、この解決や規制方法は地域生活者による「集団的関与」に求めていく以外にないとしている(同上、205頁)。

こうしてこの共同管理が真に地域住民の総意にもとづく活動になっていくためには、住民組織内部の民主化、活性化や、コミュニティー施設の管理に矮小化するのではなく、市町村さらには都道府県や国の支配、統制に対抗し、ボトムアップの力を発揮できる状況をつくりだすこと——特に、地域社会は「土地の共同」(清水盛光)を契機として成り立つことから、所

有と利用にわたる土地と人間とのかかわりを「管理」として統一的かつ重層的にとらえ、また管理にかかわる地域住民の組織と機能について、その展開と特質を、全体社会の経済的、政治的構造とかかわらせて理解しようとすることの重要性を指摘している（中田 [1990] 209頁、同 [1993] はじめにii)<sup>8)</sup>。

一方、研究史の視点から言えば、町内会・自治会論の第1の流れは、農地改革などの戦後日本の民主化過程において、これら組織の前近代性、非民主性を論証し、その解体を求める方向のものである。第2の流れは、町内会を「わが国民のもつ基本的な集団の型の1つであり、人々が集団を結成し維持していく際の原理をこの原型に求める」ような、特有の性格（文化）をもつ集団とみるものである。そして第3の流れは、町内会・自治会を、権力支配の機構として否定するのではなく、またこれを固有の「集団の型」として認識するのでもなく、町内会・自治会の機能に注目することによって、その存立の根拠と変動の原因を住民の地域生活のなかにさぐるうとするものなどにまとめることができると述べている。

特に、上記において中田が部落会や町内会の地域社会が地域資源の管理である点を述べていることからわかるように、第3の流れにその分析の重心を置いていると言えよう。たとえば、これまでの研究において、部落会・町内会の機能の包括性や未分化という形式的特徴が注目され、また諸機能が羅列的に分析されてきたこと、さらにその機能の公私の未分化についても、「何を『公』的機能とし、何を『私』的機能とするかが必ずしも明確ではない」といった課題を指摘した上で、「これら包括的で未分化な機能が総体として……いいかえれば、その本質において……いかなる意味をもつものであるかを明らかにすることであろう。それは一言でいえば、地域管理の機能ではないであろうか」と述べているところから窺い知ることができる（中田 [1993] 13-20頁）。

そしてそれが明らかになれば、それを構成する住民の「主体性」は当該地域を管理する主体性であることがわかり、その管理する主体性の内容は

「生産物が首尾よく消費される」ように「生産物の機能を良好な状態に管理すること」である。つまり、そのかぎり（生産物の良好な管理と消費行為）、管理機能は“自然発生的”になされてきた（中田，同上<sup>9)</sup>）。

このように、町内会の機能が地域共同資源の管理にあり、それを住民が主体的に管理できているかに着目している点に中田の研究の特徴を見いだすことができよう。

\*

続いて、鳥越皓之の研究を取り上げる（鳥越 [1994]）。鳥越は農村の部落会と都市の自治会を対象にして、それぞれ歴史的視点——明治前期、明治22年から第二次世界大戦まで、戦時下、そして現代——から、時期区分を行い、部落会や自治会の歴史的特徴を研究・考察している。また、部落会・町内会を含めて「地域自治会」という総称によって、それを機能主義の視点からその内容や変化を論じている。さらに、韓国のそれ（班常会）との比較を通じて、日本における住民組織の特徴を検討していることも特徴のひとつである。

結論を先に述べると、鳥越の研究関心とその意義は、たとえば「町内会論争」の部分でも紹介したように、町内会が行政の末端組織の役割を果たしているのか、あるいは地域住民組織として、独自の役割を展開しているのかといった“二項対立的問題設定”ではない。それは鳥越のこれまでの研究履歴から発したもので、つまり、住民運動と比べて、「地域自治会は伝統的なもので、順次衰えていく存在ではなくて、また行政補助機構として受身的に存在するだけではなくて、環境問題などたいへん現実の切実な問題を解くときにも有効な組織として存在している」といった言葉にあらわれている（同上，4頁）。そして、町内会の分析を通じて、行政との間に役割の「振子の関係」があり、「公」との関連性が強くあらわれているということを明らかにしたことである。

たとえば、鳥越は『地域自治会の研究』の第1章において、以下のよう

住民の主体性はさまざまな側面で観察されるが、歴史のプロセスに意をいたした本書を通じて、この住民組織に「オヤコの原則」とでもいえるものがあることを指摘しておきたい。すなわち、この部分や町内会の特定の機能のうち、それが当該地区でたいへん重要となると、オヤである地域自治会から飛び出し新しい機能集団を形成する。しかし、それがさほど重要でなくなると、コは再びオヤの組織に戻ってきて、その一機能と化してしまう。戦時中に警防団がコとなって飛び出し、その後、戻ってきたり、現在はゴミ管理の組織やスポーツの組織が自立して飛び出したりしている。かつて自立していて、現在戻りつつあるのは氏子組織がそうである。コとして自立している間も、オヤである地域自治会から補助金などの形で財政支援を受ける場合が少なくない（鳥越 [1994] 30-31頁）。

そして、具体的な分析を行っている第2章では、府中四谷における協議費諸項目の年度別の推移を分析した後、以下のような結論にたどりつく。

教育の場合、教員雇用、教育施設などを「実質的部分」、その「実質的部分」を能率よく遂行したり、補足したりする部分、たとえば円滑な人間関係などを「補強的部分」と範疇分けをしてみる。そうすると、この教育を明治四十五年と昭和四十二年でみれば、前者は「実質的部分」が主であるのに対して、後者は「補強的部分」が主になっているといえる。この傾向は特殊に、教育だけに関してみられるものではなく、たとえば土木などにも顕著に出てくる（同上、59-60頁）。

つまり、鳥越によれば、自治会自身が時代の変化とともに、実質的な役割から補強的な役割へと変化し、現在は生活に必要な部門にその役割をとどめているというわけである。別言すると、自治会は“本質起源的”にみると行政機関化の過程において、枝分かれしていったものである。また双方の役割分担に関して言えば、当初明治政府は意図的にそれを不明確にしたことが、その後の自治会のありかたに影響を与えたと結んでいる。

そして、こうした役割分担の不明確さが、行政と自治会との間に“フリコの関係”を形成したこと、またそれぞれの項目内においても、双方の間に役割分担のある傾向をみいだせることであると述べている。そのフリコ

の関係とは、たとえば「行政機関が(ある役割を)引き受けない場合は、コである機能集団がその機能のうち実質的部分をたずさえて、オヤである地域自治会から飛び出してしまう。(一方)機能集団の弱化である。その必要性が弱まれば、独自の集団として独立が維持しがたく、再度、実質的部分はオヤである地域自治会のもとに戻ってくるか、そのまま消滅すると説明している(同上、62-64頁)。

\*

以上のように、中田と鳥越の町内会に対する分析内容をみてきたが、中田による住民組織の研究は、部落会や町内会の既存研究を参考にするとともに、都市部におけるコミュニティ形成とその役割も着目した独自の研究を展開している。また工場進出による住民社会の変化や農漁村地区のそれをも研究対象にしているなど、分野・産業横断的な考察を行っていることも特徴の1つである。なかでも注目すべきことは、前者(工場進出による住民社会の変化)を考察しているところである。「地域社会総体の自治的発展のためには、この分裂は克服されなければならない課題である。……そのためには実質的な自治基盤と「企業社会」と「住民社会」におけるそれぞれの住民共通利害の別出と統一が必要であると述べている点にある。

一方、鳥越の研究は自治会と行政機関との間で、その役割を“フリコ(振り子)”のように分担してきたことを明らかにし、かつその場合、行政機関が主導的な役割を演じていることを述べている。鳥越の研究は1970年代から1980年代の経済の安定成長期に実施されたことから、人口学的な点から言えば、「第一次人口転換」の時期に当たる。ところが、2008年以降、日本社会は出生数よりも死亡数のほうが多くなる、いわゆる“人口減少”期に突入したことから、都市部・農村部を問わず、従来の町内会・部落会の構成メンバーの高齢化やその組織や機能の維持自体が困難になってきている。そうした状況において、町内会・部落会などの地域住民組織の担い手の問題も含めて、どのような役割を演じていくのかは、中田や鳥越の研究では明らかにされていない。今後の研究課題として、重要になってくる

と思われる。

\*

日本社会が人口減少期に突入し、かつ市町村合併の影響も含めて、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）や協働といった観点から、町内会・部落会を考察している研究が出て来ているのが、最近の特徴である。以下では、玉野、辻中、小山の研究を中心にして、町内会・部落会の変容とその特徴などを考察する。

**（玉野和志，辻中豊，小山弘美）**

玉野の関心は、これまでの町内会研究では等閑にふされてきた、歴史的な成立過程とその担い手層の役割の探究にある。玉野はそれを社会学的な視点から実証的に研究を試みている<sup>10)</sup>。同氏によると、町内会の基本的特質は、歴史的にみれば、「大正から昭和にかけて一部の地区で先駆的に現われた新しいタイプの地域住民組織がはじめて“全戸加入”を原則として掲げ、やがて行政による町内会の整備によって国家の地方政策として採用されることで定着していった時期以降」に形成され、それは「産業革命にともなう急激な都市化という現実があった」ことが背景にある（玉野[2011] 17-18頁）。

具体的には、旧市街地区の三重県松坂、郊外地区の東京都旧荏原区をとりあげ、それぞれの地区における明治維新以降の都市化の進行と地域住民組織の変遷を国家の地方政策との関連で検討している。その際のアプローチ方法として、農村社会学における村落社会構造論を援用している。そして、これらの分析を通じた、玉野の結論は以下の通りである。

まず町内会体制は、日本近代における都市化の「スプロール地区」において、コミュニティの「共同防衛」の必要から住民自らが結成した地域住民組織であり、それはその後、自治体や国家の地方政策を通じて、明治以来の「名望家支配体制」にかわるものとして成立したものであったこと。つぎにその背景として、都市化にともなう社会層の分化によって、地

方名望家に加えて「都市自営業者層」の台頭があったことから、“封建遺制”といったものではなく、きわめて近代的で民主的な変化によって生じたものであった。そして町内会を支える新しい「都市自営業者層」の組織力とそのリーダーシップ性が保守政党（地方を含む）との連携を深める一方で、都市部の新中間層を中心とした労働者層は地方政治から疎外される結果をもたらしたのだと述べている（玉野，前掲，終章）。

\*

次に、コミュニティー論から町内会について検討している辻中や小山の論考について、紹介すると、以下のようにまとめることができる。

まず辻中らは、市民社会の担い手として注目される自治会がどのような特徴を有しているのかを研究目的とし、全国規模の調査を通じて、それらを明らかにしたものである。またその際に、市民社会組織が持つべき機能として、社会関係資本、他の地域団体とのネットワーク、社会サービスの供給、市区町村との協力や連携、政治参加などの5つの点に着目している。

分析の結果、第1に75%程度の自治会でその加入率が90%以上となっていること。第2に自治会長の特性として、そのほとんどが男性で年齢も50歳代以上と高齢であること。第3に他の地域団体との連携について、子ども会と老人クラブと連携している（社会福祉協議会とも）自治会が多いこと。第4に社会サービス活動について、清掃・美化と生活道路の管理、ゴミ収集・処理を行うなど、最低限の住環境・施設管理と親睦を基礎としている自治会が多いこと。第5に行政との関係について、回覧版や広報誌の配布といった情報の伝達と募金活動への協力を行う一方で、市町村の担当課や懇談会を通じて要望を伝達する機会が多いなど、政策入力（要望）だけでなく、政策出力（実施協力）を行うことを通じて、地域の利益実現のための関係を構築していることを明らかにしている。

また自治会からみた日本の市民社会の特徴として、非都市部・小規模の自治体はそれ自体が地域社会を包摂し、社会関係資本が豊富であるが、都

市部では社会関係資本はそれほど豊富ではないが多くの団体などとの連携を通じて社会サービスの供給や行政との関係を維持している。さらに市民社会と政府（国家）との関係について、自治会が選挙運動との関連と、その交換関係として地域社会の要望を市区町村に伝達してきたことから、他の市民社会組織と同様に「利益媒介機能」を果たしている。理由として、「日本の政府が地方の地域自治組織に深い関心をもちつづけ、直接間接のこうした一連の政策が自治会と市区町村との関係を規定してきた」と述べている（辻中ほか、前掲書）。

つぎに、小山は東京都世田谷区の3つの住民活動の事例から、(1)1970年から1980年代に活動を始めた市民活動を中心に考察することを通じて、これらと「自治と協働」の状況を検証し、(2)行政と住民組織とが対等に協働的施策を運用するためには、何が重要なのかを明らかにしている。分析の結果、住民自身がその活動に責任を持ち、かつそれを継続させることで、住民自身を育て（自覚と責任を持たせ）、そのことが周囲の住民にも影響を与え、結果、行政側への「対抗的相補性」も担保できた。つまり、組織外部との交渉と調整と同時に、組織内部でのそれが重要であると結論づけている（小山 [2018]）。

### 3 最近における住民組織の活動事例

本節では、滋賀県高島市針江集落と京都府綾部市を事例として取り上げ、それぞれの地域における住民組織の内容を検討するとともに、その結果を先行研究や関連の研究成果と比較した上で、今後の研究課題を提起する。前者の住民組織は、湧き水や地下水を生活用水として利用（「カバタ」という施設を使って）してきた経験を観光資源として管理している事例であり、後者の住民組織は過疎化の状況に対応するために、旧住民と新住民とが協力して組織を更新している事例である<sup>11)</sup>。

### 1) 滋賀県（高島町）

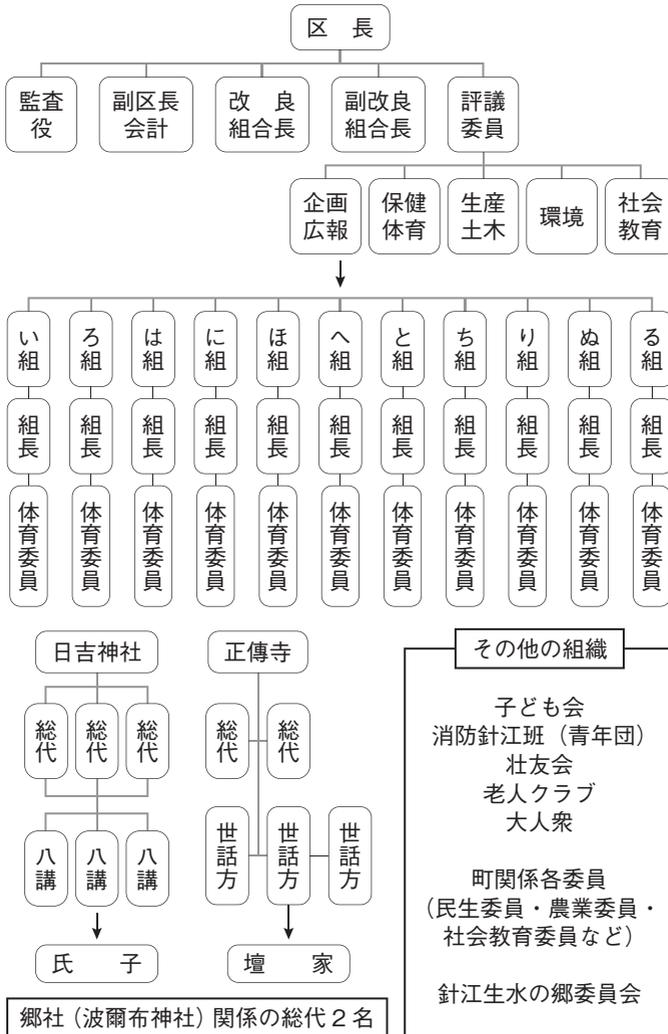
滋賀県高島市新旭町針江集落は琵琶湖の北西部に位置し、人口660人の集落である。集落の生業として、農業、漁業、そして高島縮緬などの織物業などがあるが、住民のほとんどは集落外への就業者で占められている。一方、同集落には、湧き水が豊富にあり、かつ地下水も良質であるため、これらの水を「生水（しょうず）」と称して、各家に「カバタ」を設け、生活水として利用してきた。一方、1980年代に同市は水道施設を設置し、各家庭に供給し続けているが、針江集落ではいまでも約6割程度の家が「生水」を利用している。

実は、この「生水」と「カバタ」を利用する集落の人びとの暮らしが、2004年にテレビ番組で紹介されたのをきっかけにして、この針江集落に訪れる観光客が増加し始め、最近では、年間1万人程度で推移している。当然、人口660人の集落に年間1万人の観光客が訪問すれば、観光客と住民との衝突や観光人類学でいうところの「ホスト・ゲスト」関係<sup>12)</sup>などの問題が生じることになった。ところが、こうした問題を克服するために同集落の住民有志が立ち上がり、「針江生水の郷委員会」が設立された。その目的は①集落を守るための活動をするのと、②訪れる見学者を排除するのではなく受け入れることであった。

ところで、この「針江生水の郷委員会」は設立当初、区とは独立した組織体として立ち上がった。30歳代から60歳代の26人の住民が集まり、なかには複数の区長経験者も含まれていた。また呼びかけの中心となったのが、50歳代後半のある世代の同期会であった。その多くは「壮友会」のメンバーで、同委員会初代会長は当時の「壮友会」の会長を歴任した者であった<sup>13)</sup>。その後、同委員会のメンバーは80人に増加したが、全戸参加には至っていない。またメンバーは同集落の住民に限定されている。

一方、同集落には自治会（針江区）も存在している。それは11組で構成され、役員には、区長、副区長（会計）、改良組合長、副改良組合長、監査役、各組の組長、組ごとに1名の体育委員などが配置されている（図1）。

図1 針江区の組織図



出所：小坂育子 [2010] 『台所を川は流れる』新評論，206頁より。

区の組織には、まちづくり協議会以外に、年齢階梯別の組織がある。たとえば、「子ども会」「青年団(消防針江班)」「壮友会」「老人会」「大人衆」などである。自治会活動として、ミゾ掃除とカワ掃除がある。ミゾ掃除はカバタ所有の有無にかかわらず、集落全戸から1名ずつ参加して年1回行われる。集落のほとんどの水路からの排水が集まる針江大川の掃除(藻刈り)は年4回行われる。ミゾ掃除は11に分けられた組ごとに決められた範囲で行い、カワ掃除は組単位で大川の上と下の2グループに分けて行う。

総じて言えば、①「針江生水の郷委員会」は、見学ツアーの運営だけでなく、集落の景観美化・環境整備活動といった「まちづくり」を強く意識した活動を行っていること。②設立時のメンバーには「壮友会」の者が多かったが、反対者もあったことから、自治会とは独立した組織体として設立されたこと。③同委員会と針江区(自治会)は不定期に会議を行っているが、そのなかで、同委員会は区の役員に対して同委員会の役員になることを要望する一方で、区も同委員会に対して区の事業への協力を要請するなど、一定程度の協力関係は維持されていることなどの特徴をもっている(野田[2013])。

## 2) 京都府(綾部市)

京都府綾部市の人口は1950年の5万4055人をピークに減少し始め、2015年時点で、3万3835人へと65年間で約2万人減少した。地区別にみると、「中筋」「吉美」以外が減少していること、特に2000年以降、そのスピードが加速している。また2015年時点、同市において人口の半数が65歳以上の高齢者が占める集落(いわゆる「限界集落」)は40集落に達し、府内で最も多くなっている。

こうした人口減少の状況に対して、綾部市ではさまざまな定住促進政策がすすめられている。同市がすすめている定住促進政策のなかでも、「水源の里事業」が最も効果を発揮している。この「水源の里事業」とは、同市が地域内の住民と地域外の人びととの交流を通じて、人口減少に歯止め

をかけるだけでなく、地域振興や新しいまちづくりを目指そうとするものである。その結果、第一期（2007年～2011年）は183人、第二期（2012年～2016年）は331人、そして第三期の1年目の2017年は79人を移住者として迎え入れている（堀口・焦 [2019]）。

同市への移住・定住が実現する要因として、行政側の支援、受け入れ側（地元集落）の態度や意識、同市へ移住を希望する側の考えや意識などを挙げることができるが、そのうち受け入れ側集落の住民意識の変化が特に注目される。たとえば、移住希望者（Iターン）に対して集落活動への参加——自治会費の必要性、村用の多さ、農道整備への協力を求める一方で、村用に参加できない際の方法なども伝えていることである。但し、集落活動へ参加できない場合は、原則、移住希望者に対して空き家紹介は行わないという方針も明確にしている。

こうした受け入れ側集落の住民意識の変化の背景には、同市における各集落での人口高齢化と彼らによる集落機能の維持の困難さが集落の住民に自覚されていることがある。そしてこれらの課題を解決する方法として、移住希望者には自治会への加入や各種の村用の参加協力を求める一方で、農地や各種資源の管理については強制しないことで、移住希望者側の負担軽減を可能にしている（松宮 [2017]）。

\*

2つの事例を考察した結果、明らかになった点は、以下のとおりである。針江集落では「生水の郷委員会」が集落住民の生活を維持するといった前提のもと、訪問者を受け入れているが、訪問者に対して、一定の制限（事前訪問の必要性）をかけていること、また「生水の郷委員会」は町内会とは独立した機能集団であるが、旧住民でメンバーが構成され、町内会組織の役割を補完する機能を果たしていたことである。一方、綾部市の場合、各集落の人口減少とそれに伴う集落機能の維持が困難になっているという旧住民の危機意識が、一定程度対外的に開放的になり、新住民に対して村用などの参加は義務づけず、また新住民にも住民組織の先導役を担わ

せるなど、組織自体の再編へ向けての取り組みがみられたことを挙げることができる。

これら2つの事例を通して言えることは、第1に、住民組織における役割の違いは時代や地域条件により異なること。第2に、住民組織の維持・存続に対して、担い手の性格や力量が重要であること。また担い手と行政との関係性、公益性と私的利益との関係性やバランスも重要であること<sup>14)</sup>。第3に、旧住民が慣習を守りつつも、新住民を受け入れる際に、その一部を取り除くなどして、物的心理的負担を軽減することが重要であることなどである。

### 3) 考 察 (市民社会との比較から)

以上のように、住民組織の役割に関して、先行研究と筆者による簡単な調査およびその結果(事例分析)を通じて、整理を行い、またその特徴や課題などを検討してきた。本稿でも分析したように、近代西欧的な法律・制度などの物差しを通じて、日本の住民組織を見た場合、形式的には民主化の影響などにより、これらの組織に影響を及ぼす一方で、その前近代性(封建遺制)が払拭しきれないといった問題点などが指摘されてきた(「日本資本主義論争」)。

本稿のまとめとして、住民組織の役割を市民社会概念の視点から最後に考察を行ってみたい。たとえば、ハーバーマスによれば、この概念を以下のように説明している。

\*

《市民社会》の制度的な核心をなすのは、自由な意思にもとづく非国家的・非経済的な結合関係である。もっぱら順不同にいくつかの例を挙げれば、教会、文化的なサークル、学術団体をはじめとして、独立したメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、市民運動があり、さらに同業組合、政党、労働組合、オールタナティブな施設にまで及ぶ(ハーバーマス [1994] xxxviii)。

ハーバーマスの提起以降、「市民社会」概念が全国各地に広まり、日本における住民組織への視点にも少なからず影響を及ぼした。ところが、その用語の扱いについては大きな誤解が見られる。その原因の1つは日本の「市民社会」概念が『広辞苑』第二版（1969年）以降現在まで、原語（civil society）とは無関係に（誤解されて）構築されたこととも関係している。

たとえば、水田は、その意味内容が誤解された理由を、「西洋思想とくに啓蒙思想に関心をもったおおくの日本知識人は、市民社会（civil society）をマルクスまたはヘーゲルの市民社会として理解し、それをもっと積極的に、自分たちがもたなかった近代社会の姿として理解した」からであったと説明している（水田 [2009] 366頁）。

このような誤解を通じて、現在の日本での「市民社会」の語られ方には、なお多様な状況にある（植村 [2010] 318頁）。その一方で、本稿でも検討してきたように、1990年代以降、NGO や市民団体、そして新たな型での住民組織が形成され、それらに対するアプローチの方法や分析視角も変化し始めた。その背景として、東欧諸国の体制変換やグローバル化の進展による福祉政策の見直しや人びとの生活不安が高まるなかで、NPO や住民組織に公共的役割を期待する動きが醸成されてきたことが挙げられる。

つまり、西欧近代を基軸にして、日本の住民組織を分析する束縛や不自由さから解放され、言い換えれば「市民社会」概念から自由な状況下において、再度、NPO や住民組織がこのような社会情勢のなかで、どのようにしてそれ（公共的役割）を補完していくことができるのかが、今後の研究課題として問われているということである。またその対象は、住民組織単体ではなく、その周辺組織との関係性のなかにある。コーヘンらの指摘はこのことを正確に示唆している。

＊

「わたしたちは civil society を経済と国家との間における社会的な領域として理解している。またそれは親密圏（特に家族）、アソシエーション：

団体（特に自発的な団体）、社会運動、公共的なコミュニケーションなどの領域から構成されている。……（そしてその際に）重要なことは、civil society を政党、政治的組織、政治的公共団体（特に議会）から構成される政治社会、一般的には企業、協同組合、共同経営組織などの生産と分配の組織から構成される経済社会から区別することである」と（Cohen and Arato. [1992] ix）。

## 4 おわりに

### 1) ま と め

本稿では、日本における住民組織の役割変化に関して、先行研究の整理分析および筆者による調査結果にもとづき考察を行ってきた。それらをまとめると以下ようになる。

まず戦後間もない頃の日本の学術界において、町内会や部落会は西欧モデルを物差しにして、近代化や民主主義とは異なる“封建遺制”的な存在として、認識された。その後、高度経済成長とともに、日本人の生活スタイルが変化するとともに、旧来の住民組織以外に、新しいタイプの住民組織が、都市部周辺部に形成されると、それを「文化的な型」ととらえる議論が盛んになる一方で、1970年代以降、地域資源の管理や地域自治の役割を果たす一組織として、評価する議論も登場した。そこでは、町内会を行政の末端組織として組織されたものなのか、あるいは自然発生的に住民自らの生活上に必要なものとして組織されたのかなどに焦点があてられた。つまり、日本の近代化、民主化、そして住民主体といった課題が町内会の分析を通じて、明らかにされてきた。

一方、21世紀に入り、バブル崩壊による日本経済の長期停滞や人口減少、高齢化といった状況があらわれはじめると、町内会の存在意義やそれを研究する視点も変化しはじめた。地域福祉の視点からは、町内会・部落会がインフォーマルな点から福祉サービスの社会化（受け皿）として注目

されはじめたことや、過疎地域における集落機能の再生に対して、町内会・部落会が再編・活性化される事例が紹介されるなど、戦後から20世紀末までに展開された町内会・部落会論とはやや様相が異なってきていることが最近の特徴である。

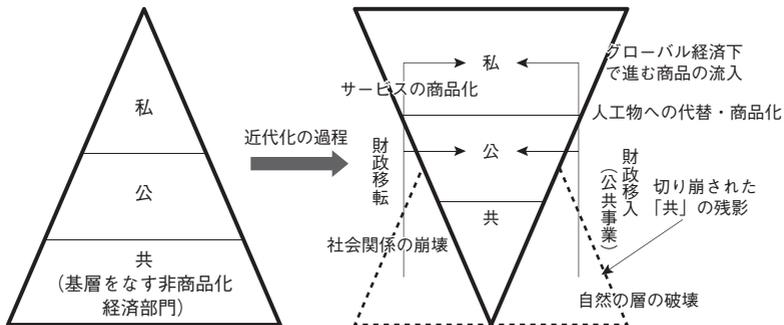
## 2) 今後の研究課題

これまでの住民組織に関する研究は、本稿でも紹介したように、多くの実りある成果をもたらしたと同時に、それは更に多くの問題もうみだしたという点を指摘することができる。

それはたとえば、① 西欧を理想化した視点、② 歴史的な視点の欠如、③ 住民組織に偏向した考察（周辺部分の分析は弱い）などである。これらの点を克服するための1つの方法として、図2のような枠組みや視点が参考になるのではなかろうか。提唱者の1人である三俣によると、工業化の進展によって、本来の「共」（自然の層と社会関係）が破壊されたが、その対抗措置として、「比較的小さな地理的範囲においてエネルギー調達を含む生産・消費・廃棄を完結できる自立度の高い小地域をより多く創出していくことが、全体の持続性を保証する」<sup>15)</sup>。

たとえば、図2の（左）は工業化前の社会経済構造を示したもので、

図2 工業化前後の社会経済構造



出所：三俣学編著 [2014] 8頁より。

(右)は工業化後のそれを示したものである。それに従えば(左)は自然条件(共)を土台にして、相互扶助的な関係が機能している状態であるが、(右)はそれがやせ細り、市場化・商品化が支配的な状態にあり、持続が困難である。ところが、市場化・商品化が支配的な状況を180度転換することが現実的ではないことから、この(右)やせ細った部分をNPOや住民組織が補完することで、持続可能な社会経済構造を築くことは可能になるとしている。

このような学問領域や研究姿勢を参考にしながら、住民組織を研究する上での課題として、これまでの組織構成メンバーが高齢化するかなで、どのようにそれが維持されているのか。また維持されているのであれば、その機能や役割にどのような変化が生じているのか。さらに新・旧住民(外国人住民の加入など)による組織化が進められている場合、それはどのようにして可能になっているのか。それぞれのセクター間の関係性と役割分担、そして歴史的な視点を含めて検討していく必要がある。こうした課題を解決することで、これまでの研究を評価・再評価することができ、かつ日本における住民組織の役割(政治参加、生活維持など公共的役割)や機能を浮き彫りにすることができるのではなかろうか。

(注 釈)

- 1) 中国における住民組織の役割について、別稿を準備中である。
- 2) 倉沢によると、当初(明治5年、学制が頒布された時期)、明治政府はすべての子どもを学校へ通わせる財源をもっていなかったことから、学費の民間負担という原則をたてたり、校舎にしても大部分が寺院を借りたり、教員も大部分が未資格の教員であったり、学齢児童の就学率も低く、教育内容や方法もたよりないものであったと述べている(倉沢[1971]第三章および第四章)。
- 3) 『毎日年鑑』昭和20年版、毎日新聞社編纂、昭和19年12月、219頁。
- 4) 総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」(平成28年3月)。
- 5) 『都市問題』第44巻第10号の特集(市民組織の問題——第15回全国都市問題会議によせて——)で、「近隣集団なるものは、その性格上身内集团的に偏狭・狭量で身びいきで好悪がはなはだしく公理公論の通らない、まことに厄介なものである。いたずらに公共的に組織化を云々すればこの状態の凝固を進めることになり近代性の追放となる。この運動が

逆コースと見られるゆえんはここに起因するのであって、殊にわが国のように個人格の覚醒に遅れているところではその弊は著しいといわねばならぬ」（奥井 [1953] 28頁）、「隣組、町内会のごとき制度の強制的施行は文明の方向とも都市発展の方向とも逆行する措置であるということである」（鈴木 [1953] 22頁）などと述べている。一方、封建遺制として批判した論客の1人である有賀喜左衛門は当時の状況について、「日本における封建遺制の分析は、日本を知るためには、非常に大切な仕事であり、以上の諸項目以外についても検討しなければならないが、すでに紙数もつきたので他は割愛するが、どんな一項目についても、歴史的な沿革を考察して、いかなる点が武家社会遺制であり、いかなる点がそれ以前からの、或いはそれ以外の、特質と認めてもよいものであるかどうかを検討して見なければならぬ」（有賀 [1967] 56-57頁）と述べている。

ところが、こうした有賀の意見に対して、渡辺秀樹は「<封建遺制>批判という波濤を引き起こし、それに棹さし、巻き込まれ、あるいは抗い、さらには波濤にかき消されそうになりながら、そこから離れて深層の構造を探る、さまざまな立場があったということを知っておくことは重要であろう、（中略）戦後初期を、<封建遺制>批判の一角で塗りつぶされた時代であると単純には総括できない。（中略）このとき、家族のありうる多様な選択肢が<封建遺制>批判のもと、葬り去られていった可能性について自覚しておきたいのである」と述べている（渡辺 [2013]）。

- 6) 町内会は「地方自治体」として述べている専門家もいる（安田 [1977]）。
- 7) 秋元は「全国の自治体が地域の特性、住民の意識、組織の現状などあまり考慮せず、コミュニティの育成という名分の下に、地域住民組織の整備に乗りだした。（中略）その結果、地域自治体はコミュニティ行政のかけ声によって自治体が内蔵する構造的・体質的問題への真剣な討議を抜きにして、活動量の拡大のみを図りつつある」（高寄 [1979] 第1章）との意見を重要視している。
- 8) たとえば、清水は地域集団の地盤となる土地の共同について、内容の異なる4つの共同を直接の表現として成立していると述べている。第1は、定住の場所としての土地の共同である。第2は、生産活動の手段としての土地の共同である。第3は、接触の媒体としての土地の共同である。第4は、個性をもつ環境や景観としての土地の共同である（清水 [1971] 196-202頁）。
- 9) 中田の議論については、書評などで一定の評価や批判がなされているが、共通するのは、中田が住民組織の継続性と役割の変化、そして共同性の意義に関心を示している点である。それは「私の関心が主として地域社会ないしコミュニティの側にあることによって。それはまた、地域社会のなかでイエ（家族）を理解しようとする方法と通じるものがある」と述べているところにもあらわれている（中田 [1993] はじめに）。
- 10) 玉野によれば、いわゆる「町内会論争」自体は、イデオロギー的な対立が前面に出てしまったために、なんらみるべき成果を生みだすことなく立ち消えになってしまったと述べている。また町内会の担い手層を考察することで、日本の民主化や地方自治、地方政治との関連などこれまで未解決とされてきた問題が解決できるのではないかと述べている（玉野、前掲、12頁）。
- 11) 筆者は2019年1月に京都府綾部市、また同年5月に滋賀県高島市で行政職員および住民

に対してヒアリングを行った。その成果の一部(綾部市の事例)は科学研究費成果報告書「中国内陸地域の過疎化の現状と要因に関する社会経済学的研究」にまとめている。

- 12) ホスト役である住民と観光客であるゲストとの間に一定程度の力関係が存在し、それにより、両者の間にコンフリクト(摩擦)が生じている。
- 13) 針江区の自治会は、区長、副区長、改良組合長、副改良組合長、監査役、各組(集落)の組長、体育委員などの役職で構成され、年齢階梯別に「子ども会」「青年団」「壮友会」「老人会」「大人衆」に分かれている(現地での聞き取りより)。
- 14) その組織上の特徴として、加入単位が個人ではなく世帯であること、全世帯の自動または強制的な加入であること、活動目的が多岐にわたり包括的な機能をもつこと、行政の末端補完機能を果たすこととされている。また自治省の調査からも、その活動は、集会所の維持・管理、清掃・美化などの活動、盆踊り、お祭り、運動会などの年中行事、旅行や潮干狩りなどの親睦活動、募金とか献血への協力、街路灯、防犯灯の設置、防災・防火、文化・スポーツ活動、敬老会、成人式、子供会などの年齢集団に対応した諸活動、行政との連絡および行政に対する要望・陳情などである(倉沢[1990]4-6頁)。

一方、その序列構造において顕著な特徴は、地域集団の上層が末端行政と結びつくことがあるということである。たとえば、秋元によれば、「市町村制の理由に『力(つと)メテ多ク地方ノ名望アル者ヲ挙ケテ此任ニ当ラシメ、其地位ヲ高クシ、待遇ヲ暑クシ』とあるのは、そうした地方名望家層の指導性に期待することにより、官治的支配体制の基盤を安定させようとした明治政府の狙いをあらわしたものである」といえる。つまりここでは、地方名望家を優遇することによって、下からの民衆の政治的要求や抵抗を阻止し、見せかけの自治をフィルターとして、民衆の政治的な要求を非政治的なものに濾過してしまうところに目的があったといえる。そして、その場合、これを支える基盤として、古い村落共同体的秩序を温存し、その指導層を媒介者として利用するという方法をとったわけである」と述べている(秋元[1977]115頁)。

- 15) 三俣学編著[2014]、9頁。

#### (参考文献)

- 1 秋元律郎[1977]「地方自治体」山根常男『テキストブック社会学(5)地域社会』有斐閣。
- 2 ————[1990]「中間集団としての町内会」倉沢進・秋元律郎編著『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房。
- 3 有賀喜左衛門[1967]『有賀喜左衛門著作集：封建遺制と近代化』未来社。
- 4 磯村英一[1953]「都市の社会集団」『都市問題』44(10)。
- 5 岩崎信彦・上田惟一・広原盛明・鯉坂学・高木正朗・吉原直樹[1993]『町内会の研究』御茶の水書房。
- 6 植村邦彦[2010]『市民社会とは何か』平凡社(平凡社新書)。

- 7 近江哲男 [1958] 「都市の地域集団」『社会科学討究』 3（1）。
- 8 奥井復太郎 [1953] 「近隣社会の組織化」『都市問題』 44（10）。
- 9 奥田道大 [1964] 「旧中間層を主体とする都市町内会」『社会学評論』第14巻第3号。
- 10 越智昇 [1990] 「ボランティア・アクションと町内会の文化変容」倉沢進・秋元律郎編著所収。
- 11 川本彰 [1982] 『日本人と集団主義：土地と血』玉川大学出版部。
- 12 倉沢進 [1990] 「町内会と日本の地域社会」倉沢進・秋元律郎編著所収。
- 13 倉沢剛 [1971] 『小学校の歴史』ジャパンライブラリビューロー。
- 14 小山弘美 [2018] 『自治と協働からみた現代コミュニティ論』晃洋書房。
- 15 清水盛光 [1971] 『集団の一般理論』岩波書店。
- 16 鈴木栄太郎 [1953] 「近代化と市民組織」『都市問題』 44（10）。
- 17 高田保馬 [1953] 「市民組織に関する私見」『都市問題』 第44巻第10号。
- 18 高寄昇三 [1979] 『コミュニティと住民組織』勁草書房。
- 19 田中重好 [1990] 「町内会の歴史と分析視角」倉沢進・秋元律郎編著所収。
- 20 玉野和志 [1993] 『近代日本の都市化と町内会の成立』行人社。
- 21 辻中豊・ロバートベッカネン・山本英弘 [2009] 『現代日本の自治会・町内会』木鐸社。
- 22 鳥越皓之 [1994] 『地域自治会の研究』ミネルヴァ書房。
- 23 中田実 [1990] 「コミュニティと地域の共同管理」倉沢進・秋元律郎編著所収。
- 24 ——— [1993] 『地域共同管理の社会学』東信堂。
- 25 ——— [1964] 「三鷹市の住民組織——近郊都市化に伴うその変質」『近郊都市の変貌過程』国際基督教大学社会科学研究所。
- 26 ——— [1979] 「戦前の東京における町内会」国連大学『技術の移転・変容・開発』アジア経済研究所。
- 27 ——— [1980] 「形成過程よりみた町内会」富田富士雄教授古希記念論文集『現代社会と人間の課題』新評論。
- 28 ——— [1990] 「文化型としての町内会」倉沢進・秋元律郎編著所収。
- 29 沼尾史久 [2002] 「町内会再考」松下圭一・新藤宗幸編『自治体の構想 5 自治』岩波書店。
- 30 野田岳仁 [2013] 「観光まちづくりのもたらす地域葛藤：「観光地ではない」

- と主張する滋賀県高島市針江集落の実践から」『村落社会研究』第20巻第1号。
- 31 ユルゲン・ハーバーマス著, 細谷貞雄・山田正行訳 [1994] 『[第2版] 公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究』 未来社。
- 32 堀口正・焦必方 [2019] 「第7章:人口減少下における集落機能の維持と限界: 京都府京丹波町・綾部市の事例として」『中国内陸地域の過疎化の現状と要因に関する社会経済学的研究』(日本学術振興会, 科学研究費研究成果報告書)。
- 33 松下圭一 [1959] 『現代政治の条件』 中央公論社。
- 34 松宮朝 [2017] 「第4章 I ターン移住者, 集落支援員による「協働」型集落活動: 京都府綾部市の事例から」『村落社会研究53』。
- 35 水田洋 [2009] 『アダム・スミス論集——国際的研究状況のなかで』 ミネルヴァ書房。
- 36 三俣学編著 [2014] 『エコロジーとコモンズ』 晃洋書房。
- 37 宮本常一 [1972] 「村の作法・都市の作法」梅棹忠夫・多田道太郎編『日本文化の表情』 講談社。
- 38 安田三郎 [1977] 「町内会について」『現代社会学7』第4巻第1号, 講談社。
- 39 渡辺秀樹 [2013] 「多様性の時代と家族社会学——多様性をめぐる概念の再検討——」『家族社会学研究』第25巻第1号。
- 40 Cohen, Jean L and Andrew Arato [1992] *Civil Society and Political Theory*, Cambridge, Massachusetts :MIT Press.